

令和 8 年度

老 朽 管 等 更 新 事 業
国 道 105 号 道 路 改 良 工 事 (桁 沢 工 区)
に 伴 う 水 道 管 布 設 替 工 事 (第 2 工 区)
特 記 仕 様 書

事業主体：仙北市

第 1 編 総 則

第 1 章 適用範囲

1. 本仕様書は、「令和 8 年度 老朽管等更新事業 国道 105 号道路改良工事（柘沢工区）に伴う水道管布設替工事（第 2 工区）」に適用する。
2. 工事は、「土木工事共通仕様書」（秋田県建設部）、「水道工事標準仕様書【土木工事編】」（日本水道協会）、によるほか、本特記仕様書により施工するものとする。

第 2 章 一般事項

1. 工事打ち合わせ等
別に定める日、並びに監督職員または受注者が必要と認める日に打ち合わせを行う。この際、協議確認した事項は仕様書と同等の効力を有するものとする。
2. 設計変更等
 - （1）設計変更に伴う変更契約は、その内容（工事内容、工期、金額）を契約担当者が受注者に掲示し、協議のうえ締結するものとする。
 - （2）設計変更の対象となるものは、図面、仕様書ならびに現場説明で示した事項とする。
 - （3）設計変更が予想される事項は、次のとおりである。
 - ① 掘削の結果、不測の事態発生による基礎工法
 - ② 現場の土質に著しい変化が生じた場合
 - （4）残土の運搬距離は 10.0km 以下として積算しているが関係機関との協議の結果によっては変更することもある。
 - （5）工法等の決定
設計図書に指定がある場合を除き、仮設・工法など、工事を完成させるために必要な手段・方法については、受注者が決定するものとする。

- (6) 布設替工事に伴う既設材の廃材運搬・処分にかかる費用については、受注者が負担するものとし、法令を遵守して適正に処理するものとする。
- (7) 地下埋設物の種類、規模、位置、深さ等はあらかじめ調査しておくものとする。また、工事中に予期しない埋設物を発見した場合は、特に取り扱いを慎重にするものとし、その旨を監督職員に報告するものとする。
- (8) やむを得ない事情により配管ルート及び施工方法を変更する場合は、事前にその範囲、数量を監督職員に報告するものとする。
- (9) 上記以外でも不測の事態が発生した場合は、すみやかに監督職員と受注者が協議のうえ決定するものとする。

3. 工事用材料

- (1) 下記に示す規格品以外の材料については、仕様事項に基づき、構造計算書、詳細図及び製品の試験方法を記載した書面を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。

また、設計図書において計上している使用材料は原則として、搬入の都度、材料名と搬入数量を記載した書面を監督職員に提出し、監督職員の材料検査を受けなければならない。ただし、搬入数量が少ないなど、特別な理由を監督職員が認めた場合はこの限りでない。

- ① J I S : 日本産業規格
- ② J W W A : 日本水道協会規格
- ③ P T C : 配水用ポリエチレンパイプシステム協会規格
- ④ J W V A : 水道バルブ工業会規格

- (2) 材料の仕様は次のとおりである。

① 管工事用材料

ア) 水道配水用ポリエチレン管	H P P E	J W W A K 144、P T C K 03
イ) 水道配水用ポリエチレン管継手	E F	J W W A K 145、P T C K 13
ウ) 硬質ポリ塩化ビニル管 (一般管)	V P	J I S K 6741
エ) 硬質ポリ塩化ビニル管継手	T S	J I S K 6743
オ) 水道用ソフトシール仕切弁 (F C D 製)		J W W A B 120
カ) ねじ式弁筐 (蓋カラー樹脂表示: 仕切弁青色・排水弁黄色・消火栓赤色)		F C D 製
キ) 埋設管明示用シート (アルミ箔付)		幅 150 mm, 2 倍折込

② 道路復旧用材料

ア) 巻立砂 良質な山砂（砂 70%以上、山土 30%以下程度）とし、使用に先だち監督職員の承諾を得なければならない。

第2編 土木・配管工事

第1章 一般土工事

1. 図面に示してある掘削線は、現地の状況により法勾配を変更することがある。
2. 配管工事に使用する掘削機械はBH0.2m³級・残土運搬車種はダンプトラック4tとする。
3. 埋め戻しについては、土木工事共通仕様書に基づき、各層ごとに十分締固めなければならない。

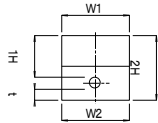
第2章 配管工事

1. 受注者は、工事着手に先立ち配管技能者の履歴書を写真とともに提出する。配管技能者は、主に芯だし、据え付け接合等を行うものとし、発注者が認めた配管技能者、配水用ポリエチレンパイプシステム協会の施工講習会を受講した者または、それと同等以上の技能を有する者とする。
2. 配管を施工する際は、管種毎の協会施工要領（配水用ポリエチレンパイプシステム協会等）に従い、適切に配管しなければならない。
3. 管の施工前には、基礎地盤面の状況を確認し、監督職員と打ち合わせのうえ施工するものとする。
なお、その結果によっては施工方法を変更することもあり、その場合には契約変更の対象とするものとする。
4. 地中に埋設される口径50mm以上の管には、明示テープを設けるものとし、その設置方法は別紙「明示要領」による。
また、埋設管の上部所定の位置に埋設標識シート（幅150、アルミ箔付、2倍折り込み）を布設する。
5. 配管後の巻立砂は、タンパ等で十分に締め固めるものとする。路盤材等も同様とし、所定の締め固め度が得られるように仕上げるものとする。
6. 既存の水路等、障害物を下越しして配管する場合は、監督職員と協議してから施工するものとし、施工の際は原則として監督職員の立ち会いを求めること。
7. 配管の水圧試験は0.75MPa以上とし、その圧力降下の許容範囲は0.05MPaを限度とする。なお、保有時間は60分以上とする。

8. 配管工事の写真は、原則として測点進行方向に向かって撮影するものとする。
9. 配管工事の段階確認については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。
10. 工事終了後は洗管計画書を提出し、管路の洗管排水を行うものとする。なお、洗管には原則として水道水を使用すること。
11. 完成後、配管の出来形として、完成図、帯図、バルブオフセット図をA版にて作成し、提出すること。

第3章 土木工事出来形及び品質の規格値ならびに施工管理基準

1. 土木工事の施工管理基準及び規格値については、「土木工事共通仕様書（土木工事施工管理基準及び規格値）」（秋田県建設部）によるものとする。
2. 土木工事施工管理基準及び規格値の追加
「土木工事共通仕様書（土木工事施工管理基準及び規格値）」（秋田県建設部）のうち、土木工事施工管理基準及び規格値の最後に次の工種を追加する。

	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘 要
	配 管 土 工	幅 (W)	-50	施工延長 50mにつき 1箇所測定 1施工箇所毎		
		高 さ (H)	-30			
		厚 さ (t)	-30			
		延 長 (L)	-200			

第4章 仮 設

1. 仮設については受注者の創意工夫として任意とするが、工事の良否、工事の安全保安、ならびに工事の進捗に影響を及ぼすと思われる場合には、監督職員の判断により改善を命ずることがある。
また、他の権利者から苦情があったときはすみやかに解決すること。
2. 作業用地または資材置場等の借上げは、すべて受注者が行うものとし、後片付けについては原形に復旧することを原則とし土地所有者の了解を得ること。

3. 資材運搬等道路は、工事完了後に一般通行に支障がないように整備するものとする。
4. 工事現場において、見えやすい場所に工事看板を設置すること。なお、表示内容については監督職員と協議のうえ決定すること。

第5章 安全対策関係

1. 受注者は、「土木工事共通仕様書」（秋田県建設部）および関係法令に基づき、適正に標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、照明等の安全施設を設置しなければならない。

第6章 資源の再資源化等について

1. 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」を遵守し適正に処理することとし、工事完成時に再資源化等報告書（18条第1項）を監督職員に提出するものとする。
2. 受注者は、請け負った当該工事の全部もしくはその主たる部分または他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事以外の部分を他の建設業を営む者に請け負わせようとするときは、当該他の建設業を営む者に対して、法第10条1～5号に掲げる事項について別紙告知書様式で告げること。
3. 本工事で発生した建設資材廃棄物は、秋田県が廃棄物処理法に基づき許可した施設で適正に処理すること。

明 示 要 領

明示の方法は次のとおりとし、管径 350 mm以下は胴巻テープのみ、管径 400 mm以上については胴巻テープと天端テープの使用により識別を明らかにする。

1. 明示に使用する材料

1) 材料 塩化ビニールテープ

2) 色 地色－青 文字－白

注：工業用水道管は、地色は白、文字は黒である。

3) テープの形状

管 径	胴巻テープ幅	天端テープ幅	テープ厚さ
350 mm以下	3 cm	－	0.15 mm
400 mm以上	3 cm	3 cm	±0.03 mm

2. 胴巻テープの間隔

1) 管長 4m以下 3箇所／本

管の両端から 15～20 cm並びに中間 1 箇所

2) 管長 5～6m 4箇所／本

管の両端から 15～20 cmならびに中間 2 箇所

3) 特殊管で、異形管、弁類に該当しない場合は、テープの間隔が 2m以上にならないように箇所を増加する。

4) 推進管については、管天端に幅 100 mm程度の青色ペイントを塗布すること。

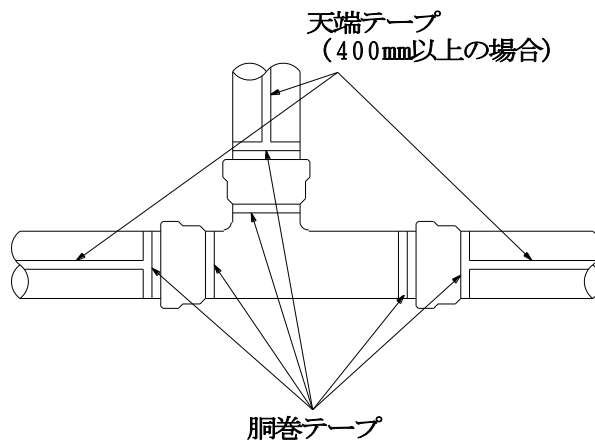
3. 明示の方法

(明示例)

	〇〇市水道局 令和〇〇年		R〇〇 〇〇市
--	-----------------	--	------------

- 1) 文字の大きさ、タテ、ヨコ 8 mm 文字間隔 4 mm程度とする。
 - 2) 表示間隔は 3 mm程度とする。
 - 3) 明示年は 3 箇月位ずれても差し支えない。
 - 4) 既設管を露出した場合、露出された部分にはこれを実施するものとし、この場合、布設年が明確でない管は、様々な資料から推計し、明示することが望ましい。
 - 5) 胴巻テープは、1 回半巻きとする。
4. 特殊部
- 1) 異形管の場合は、下記のとおりとする。

例 (二受T字管の場合)



- 2) バルブ
バルブ類は表函があり、これに表示されているので、他の埋設管と区別が容易であり、表示の必要はない。
(資料一省略)